|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 地域密着型通所介護療養通所介護 | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ②高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ③業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応※新型コロナウイルス感染症による場合の特例は、令和６年４月届出提出分（３月減少分）をもって終了。 | ・利用延人員数計算シート（通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）（参考様式３０－１）※利用者減の月の実績を算出した計算シートと前年度の平均延べ利用者数等を算出した計算シートの両方が必要。・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式（参考様式３０）※基本報酬への３％加算は基本的に３か月間算定可能。※要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要。※加算算定の延長の届出をする場合は、（参考様式３０）のみ。 |
| ⑤時間延長サービス体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。　※時間延長の際の勤務体制がわかるように記載。※提出後、別途運営規程の変更が必要。（延長サービスを行う時間等を記載） |
| ⑥共生型サービスの提供 | 【添付書類不要】※共生型地域密着型通所介護の指定申請時に届出が必要。 |
| ⑦生活相談員配置加算 | ※共生型地域密着型通所介護のみ算定可。・生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・生活相談員の資格証の写し |
| ⑧入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ・事業所の浴室の平面図（別紙６）・事業所の浴室の写真・入浴介助に関する研修等に関する研修計画表（様式は任意のものを使用）※入浴介助加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可。 |
| ⑨中重度者ケア体制加算 | ・中重度者ケア加算に係る届出書（別紙２２）・利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア加算）（別紙２２―２）・中重度者ケア体制加算に係る勤務表兼算定表（参考様式４４）※加算算定開始月のもの。※「使用方法について」を確認してから作成すること。・看護職員の資格証の写し※共生型通所介護事業所は算定不可。 |
| ⑩重度者ケア体制加算 | ※療養通所介護のみ算定可。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・看護職員の資格証の写し・指定研修機関において行われる研修等の修了証等の写　し |
| ⑪生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】※生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。※個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定不可。 |
| ⑫個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（Ⅰ）ロ | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・機能訓練指導員の資格証の写し※個別機能訓練加算（Ⅰ）イと（Ⅰ）ロは併算定不可。※個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロの取組に加え、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑬ＡＤＬ維持等加算（申出）の有無 | 【添付書類不要】※ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合には「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑭認知症加算 | ・認知症加算に係る届出書（別紙２３）・利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙２３―２）・認知症加算に係る勤務表兼算定表（参考様式４５）※加算算定開始月のもの。※「使用方法について」を確認してから作成すること。・認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修等の修了書の写し |
| ⑮若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑯栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・管理栄養士の資格証の写し・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合必要。※栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定不可。※栄養アセスメント加算を算定する場合には、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑰口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し※口腔機能向上加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可。※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑱科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑲サービス提供体制強化加算※地域密着型通所介護事業所：（イ）（Ⅰ）（イの場合）（Ⅱ）（イの場合）（Ⅲ）（イの場合）※療養通所介護事業　所：（ロ）（Ⅲ）イ（ロの場合　）（Ⅲ）ロ（ロの場合）※療養通所介護事業所（短期利用型）：（ハ）（Ⅲ）イ（ハの場合）（Ⅲ）ロ（ハの場合） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書※地域密着型通所介護事業所の場合（別紙１４－３）　療養通所介護事業所の場合（別紙１４－２）・人材要件に係る算出表※地域密着型通所介護事業所の場合（参考様式２４）　療養通所介護事業所の場合（参考様式２３－２）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※届出日前一月のもの。　※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。　※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。　※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上、７年以上又は３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９）　※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |
| 療養通所介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。※提出後、別途運営規程の変更が必要。（短期利用規定を明記） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 予防給付型通所サービス | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ②高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ③業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑤生活機能向上グループ活動加算 | ・生活機能向上グループ活動加算チェック表（参考様式３４）※栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、併算定不可。 |
| ⑥栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・管理栄養士の資格証の写し・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し　※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合必要。※栄養アセスメント加算は、栄養改善加算、一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間は併算定不可。※栄養アセスメント加算を算定する場合には、栄養アセスメント加算の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑦口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑧一体的サービス提供加算 | 【添付書類不要】※栄養改善加算及び口腔機能向上加算の届出が必要。※栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可。 |
| ⑨サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４-７）・人材要件に係る算出表（参考様式２４）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※届出日前一月のもの。　※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。　※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。　※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上又は７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９）　※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |
| ⑩生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】※生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。 |
| ⑪科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |